

仕様書

公益財団法人東京観光財団

1 件名

平成 29 年度東京都観光ボランティアユニフォームのデザイン及び製作に関する業務委託

2 目的

東京都観光ボランティアによる活動は、平成 14 年度から東京都が開始した取組であり、東京を訪れた外国人旅行者に対して、都内の観光スポット等を案内するボランティアである。

平成 27 年 6 月、外国人旅行者が多く訪れる街なかで、積極的に声を掛け観光案内等を行う「街なか観光案内」の開始に伴い、ユニフォームを制作しているが、この度、このユニフォームを一新し、機能性の強化やユニフォームのデザインの統一感を確保するとともに、東京のブランドコンセプトを踏まえ新たなアイコンを取り入れることにより東京のおもてなしの代表者として、東京の魅力を積極的にPRしていく。

3 契約期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 31 日まで

4 全体運営

(1) コンセプト

新たにデザイン・製作する東京都観光ボランティアのユニフォームについては、「東京のブランディング戦略」（平成 27 年 3 月策定 <https://andtokyo.jp/brand/concept.html>）で定めた東京のブランドコンセプト“伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街”を踏まえて具体的に表現するとともに、海外に東京観光をPRするアイコン（以下「アイコン」という。）（平成 29 年 4 月 28 日発表）をユニフォームに取り入れることにより、東京を訪れた外国人旅行者に対して、東京のおもてなしの代表者として、東京の魅力を積極的にPRしていく。

(2) 実施体制

受託者は本委託を効果的かつ効率的に履行するため、以下の点に留意すること。

(ア) 本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社を含め、体制管理を徹底すること。

(イ) 進捗状況の管理

委託業務や提案事項について、円滑な調整、確認が行えるよう受託後から報告書提出までの業務スケジュールを提案すること。また履行に当たっては、進捗状況を綿密に東京観光財団（以下「TCVB」という。）へ確認・報告し、都度修正指示等に従うこと。

- (ウ) 東京のブランディング戦略及びアイコンの効果的な活用という観点から、都が指定するクリエイティブディレクターが監修・確認を行う。受託者は当該クリエイティブディレクターと密接に連携し進めること。また、その他関連する事業者等と円滑に調整を行いながら、事業を実施すること。
- (エ) アイコンの取扱いに当たっては、商標権・著作権その他関連法規について順守すること。協力会社がある場合にも同様の効果が及ぶよう、書面での確約を取ること。
- (オ) 業務に当たっては、書類の管理や記録など必要な書類・データ管理を行うこと。

5 委託内容

以下のとおり東京都観光ボランティアが着用するユニフォームのデザイン制作・製作・納品を行うこと。別紙1「ユニフォームの公募の概要」を参照の上、具体的な提案を行うこと。

(1) ユニフォームの着用開始時期

平成 29 年 10 月上旬 春秋ユニフォームの着用開始

(2) デザインの公表時期

平成 29 年 9 月上旬 最終試作品により発表

(3) ユニフォームの納品時期（納品方法）

平成 29 年 10 月 10 日 帽子（一括）、靴（一括）

春秋ユニフォーム（一括納品が難しい場合には分括も可能とするが、初回は 1,000 着納品することとする。詳細については別途 TCVB と協議の上、決定すること。）

平成 29 年 11 月 20 日 冬用コート（一括）

平成 30 年 3 月 5 日 夏ユニフォーム（一括）

(4) ユニフォーム着用対象者、季別、アイテムについて

(ア) ユニフォーム着用対象者

対象人数	3,000 人 ※着用開始時の実際の人数とは異なる場合あり。
年代	10 代から 80 代 平均年齢：男性 55 歳、女性 47 歳（※平成 29 年 6 月現在）
男女比	3 : 7
主な内容	<p>東京を訪れた外国人旅行者に対して都内の観光スポット等を案内する。</p> <p>①都庁案内ツアー 東京都庁舎内の観光スポット等や都庁展望室からの眺望を外国人旅行者に対して案内する。</p> <p>②街なか観光案内 外国人旅行者が多く訪れる地域の街なかで、外国人旅行者に積極的に声を掛け、道案内、観光案内等を行う。</p> <p>③観光ガイドサービス 外国人旅行者に対して、都内の観光スポットをめぐる 13 コースを案内す</p>

	る。 (※詳細は、別紙2のとおり)
--	----------------------

(イ) 季別

春秋、夏、冬の3スタイルを原則とします。

(ウ) 製作するユニフォームの要望事項

項目	要望事項
① デザイン・全体感	<ul style="list-style-type: none"> ・東京のブランド戦略で定められたデザインコンセプト「伝統と革新」を表現しているデザイン ・東京の観光をPRするアイコンを必ず入れてデザインすること。(※詳細は別紙3のとおり) ・アイコンとの一体感が確保されたデザイン ・全体の雰囲気は、和風テイストでありながらモダンで洗練された、かつ、上品なデザインで、観光ボランティアが誇りを持って活動できるデザイン ・ユニフォームを着て、観光ボランティアの活動をしてみたいと思えるデザイン ・季節を通じて、統一感のあるデザイン ・性別、年代を問わず着用可能なデザイン ・アイコンのブルーと黒の色を踏まえた色使いとすること。 ・それぞれのユニフォームのアイテム同士が重ね着をすることができるようなデザイン(例：春・秋用ユニフォームと夏用ユニフォームとを同日に着用できるようにする) ・ユニフォームは、ボランティアの着用する私服のボトムス(パンツ、スカート等を想定)に合うようにデザインすること。 ・ボランティアの個性を生かせるようにすること。
② 素材・質感・機能性	<ul style="list-style-type: none"> ・J-QUALITYの認証取得は必須ではないが、認証を取れるレベルを目指すこと。 ・軽くて動きやすく快適に着用ができること。 ・ストレッチ性があるなど動きやすく、洗濯可能であるなど手入れが容易であること。 (夏用は家庭で洗濯が可能であること。) ・帽子は折りたたみができること。 ・靴は軽量であること。 ・ブルゾンには防水性があり、急な雨にも対応できるような工夫をする

	こと。
③ アイテム	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共通（ユニセックス） ・春秋、夏、冬の3パターンを基本とすること。 ・胸のポケットは必須とし、他に適宜ポケット等を配置し、物を入れられるようにすること。 <p>【春秋】 ブルゾン、帽子、靴</p> <p>【夏】 ポロシャツ又はビブス、帽子、靴</p> <p>【冬用】 コート、帽子、靴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防寒コートは、薄くて軽くて暖かいもの。 <p>【帽子】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて共通のものを各自に貸与し使用 ・屋外での活動時に着用することを原則とする。 ・帽子には、JIS Z8210 において「案内及び情報提供を主とした施設及び設備を表示」を示す①マークを入れること。 <p>【靴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて共通のものを活動時に貸与 ・靴には iPad、各種パンフレット、ノート等筆記用具、飲料水、携帯電話を入れて活用（※別紙2参照） ・持ち物の出し入れがしやすく、肩掛け式など持ち運び時に両手をふさがないようにすること。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの「観光ガイド」と一目見てわかるように Volunteer Guide という言葉をいずれかのアイテムに入れること。 ・帽子は、ボランティア各自に貸与し活動時に持参するため、持ち運びしやすいことなどを踏まえ提案すること。 ・JIS Z8210 において「案内及び情報提供を主とした施設及び設備を表示」を示す①マークを必要に応じて帽子以外のアイテムにも入れること。 ・その他ボランティアガイドと一目見てわかるような工夫をすること。

(5) サイズ展開

S、M、Lその他で製作すること

<参考> 現状は、S、M、L、XL、2Lで製作

(6)数量等について

春秋、夏用、帽子（共通）：それぞれ3,000着

冬用：380着

カバン：190個

(7)ユニフォームに求める機能について

(ア) 素材品質条件書に基づき、質の高い日本製のものとして J-QUALITY 認証の取得は必須ではないが、取得できるレベルであることが望ましい。また、ユニフォームとしての着用、レンタル運用に適し、耐久性と品質の安定性に優れた素材を用いた提案を行うこと。

(イ) 観光ボランティアの活動は、屋内外であり、軽量で動きやすいものとする。

(ウ) 観光ボランティアの活動を踏まえ、速乾性、通気性があること。

6 納品及び報告書の作成

(1) 事業完了後、委託完了届、実施報告書、制作物等のデザインデータを提出すること。電子データはCD-R又はDVD-Rに納め、提出すること。

(2) 上記CD-R又はDVD-Rはウイルスチェックを行ったうえで納品すること。なお、ウイルスチェックを行った証明書を添付すること。

(3) 提出物の形式等

(a) 委託完了届

別途 TCVB が指定する「委託完了届」に必要事項を記入の上、提出すること。

(b) 実施報告書

A4 版縦、横書きカラー、MS ワード

※目次、体裁等は TCVB と協議の上、決定する。

※効果測定結果等を含む。エクセル、パワーポイント等を使用する場合には別紙として添付すること。

7 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては、契約期間終了後の一括払い又は、各アイテムの納品毎での分割払いのいずれかで行う。受託者と事前に協議の上、支払回数及び時期を決定することとし、各納品物確認後に受託者からの請求に基づき支払う。

8 作成物・成果物に関する権利の帰属

(1) 本件委託においては、著作権・肖像権等（以下「著作権等」という。）の取扱いに十分注意すること。

(2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権等は、全て TCVB に帰属する。

(3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しない

こと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。なお、TCVB は、成果物を当該事業以外で使用する場合があります。ただし、TCVB が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVB は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。

(4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、TCVB に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

(5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

本件委託においては、著作権・肖像権等（以下「著作権等」という。）の取扱いに十分注意すること。

9 委託事項の遵守・守秘義務

(1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

(2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

10 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。ただし、事前に文書により TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

11 個人情報の保護

別紙4「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

12 その他

(1) 受託者選定後、採択された企画提案書をベースに、委託者との協議の上、最終的な業務仕様書を決定することとする。なお、本業務の趣旨に合致するものであって、本業務の目的達成に資するものと委託者が認める場合にあっては、委託上限額の範囲内において、委託者と協議の上、業務仕様書の一部変更・修正等を行うことができるものとする。

(2) 本仕様書にない条件については、両者協議の上、決定する。